

「公共施設の低利用時間帯の有効活用」における対象施設の選定について

平成 27 年 9 月 公共施設再配置推進課

「利用者負担の適正化に関する方針」の対象施設	判断理由
公民館 宮永岳彦記念美術館（市民ギャラリー） 桜土手古墳展示館（映像室） 図書館（視聴覚室）	①施設内での機能代替性（部屋を1者に使用させた場合に他の部屋で同機能を補完する）が低い。 ②学習塾等の利用が想定されるが、教育委員会として学習塾の位置づけが明確になっていない中で所管施設を占有させることは現時点で適切ではない。
ほうらい会館 総合体育館 サンライフ鶴巻 中野健康センター 里山ふれあいセンター 田原ふるさと公園（多目的室） くずはの家（研修室） 表丹沢野外活動センター	施設内での機能代替性（部屋を1者に使用させた場合に他の部屋で同機能を補完する）が低い。
児童館 老人いこいの家	①施設内での機能代替性（部屋を1者に使用させた場合に他の部屋で同機能を補完する）が低い。 ②公共施設再配置計画により地域への譲渡に向け調整中
文化会館	①施設内での代替性（部屋を1者に使用させた場合に他の部屋で同機能を補完する）が低い。 ②営利目的における使用料加算を既に実施している。
中央運動公園 おおね公園 立野緑地庭球場 自転車駐車場 駐車場 スポーツ広場 鶴巻温泉弘法の里湯	対象外（該当施設なし）
はだのこども館	①利用対象を子どもに限定している。 ②夜間利用率が50%程度あり、その他、既に子どもの学習支援（居場所づくり）事業で使用している。
曲松児童センター 保健福祉センター 末広ふれあいセンター 広畑ふれあいプラザ	対象施設 ⇒「夜間の低利用率」＋「施設内での機能代替性」により選定